

○ 北海道表彰規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、知事の行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

（表彰の種類）

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状による表彰
  - ア 北海道功労賞
  - イ 栄誉賞等
  - ウ 北海道文化賞等
  - エ 北海道スポーツ賞
- (2) 感謝状による表彰
- (3) 賞状による表彰

・・・ 第3条から第4条まで省略 ・・・

（北海道文化賞等）

第5条 北海道文化賞等は、本道の発展に功績のあった個人又は団体に対して、次に掲げる区分により贈呈する。

- (1) 北海道文化賞 芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が特に顕著なもの
- (2) 北海道文化奨励賞 芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が顕著であつて、かつ、今後の活動が期待されるもの
- (3) 北海道科学技術賞 科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が特に顕著なもの
- (4) 北海道科学技術奨励賞 科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著であつて、かつ、今後の活躍が期待されるもの
- (5) 北海道社会貢献賞 多年地方自治の進展、社会福祉の増進、保健衛生の向上、生活環境の保全等に貢献し、その功績が顕著なもの
- (6) 北海道産業貢献賞 多年産業の振興に貢献し、その功績が顕著なもの
- (7) 北海道善行賞 他の模範となるような善行又は努力をしたもの

・・・ 第6条から第9条まで省略 ・・・

（公表）

第10条 知事は、第3条から第6条までの規定による表彰を決定したときは、その決定したものの氏名、名称等について、道民に広く周知できる方法により公表するものとする。

・・・ 以下省略 ・・・



○ 北海道表彰事務取扱要領（抜粋）

第1 趣 旨

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号。以下「規則」という。）に基づく表彰事務の取扱いに関しては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（表彰状による表彰）

第2 表彰の基準等

- 1 表彰の対象は、原則として生存者とする。ただし、前回の表彰決定後に死亡した者で、特に功績が顕著な者については表彰の対象とすることができる。
- 2 本庁各部が所管する表彰の種類、表彰の基準及び表彰者数は、別表第1のとおりとする。ただし、在職（従事）年数の換算率、通算方法等の細部の審査基準は当該表彰所管部において定めるものとする。なお、基準年数に満たなくとも、近似の年数であり、かつ、功績が対象者と同程度と認められる場合は対象にできるものとする。
- 3 前項の基準に該当するものであつても、次の各号の一に該当するものは、表彰の対象としないものとする。
  - (1) 破産者で復権を得ない者
  - (2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者
  - (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
  - (4) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
  - (5) 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
  - (6) その他表彰することが適当でないと認められるもの

- 4 国の表彰等を受けた者は、原則として当該表彰等と同一の事績によっては表彰しないものとする。ただし、北海道功労賞については、この限りでない。
- 5 前4項に定める表彰の基準等により難しい場合は、事前に人事課給与サービス担当課長に協議するものとする。

### 第3 受賞者の審査等

- 1 人事課給与サービス担当課長は、北海道功労賞を受けるべき個人又は団体については、北海道功労賞表彰候補者選考委員会の推薦に基づき、別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。
- 2 文化振興課長又はスポーツ振興課長は、荣誉賞又は荣誉をたたえて（以下「荣誉賞等」という。）を受賞するべき個人又は団体があると認めるときは、別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。
- 3 文化振興課長は、北海道文化賞又は北海道文化奨励賞（以下「北海道文化賞等」という。）を受賞するべき個人又は団体があると認めるときは、北海道文化審議会の意見に基づき、別紙様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。
- 4 科学技術振興室参事は、北海道科学技術賞又は北海道科学技術奨励賞（以下「北海道科学技術賞等」という。）を受けるべき個人又は団体については、北海道科学技術審議会の推薦に基づき、別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。
- 5 本庁の課長は、表彰を受けるべき個人又は団体があると認めるときは、当該個人又は団体に係る別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。
- 6 スポーツ振興課長は、北海道スポーツ賞を受けるべき個人又は団体があると認めるときは、北海道スポーツ推進審議会の意見に基づき、別紙様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。
- 7 前6項に定める各課長による審査に代えて、各部局ごとに選考委員会を設けて審査することができる。
- 8 荣誉賞等及び北海道善行賞の受賞者を決定しようとする際は、人事課給与サービス担当課長に合議するものとする。

### 第4 表彰状を受けるものの決定

重要な表彰を受けるものは、知事が決定する。

### 第5 受賞者の公表

受賞者の公表に係る事務は総務部において行うこととし、各課長は、所管する表彰に係る受賞者の決定後、速やかに別記様式2の受賞者決定通知書により人事課給与サービス担当課長に報告することとする。

・・・ 以下省略 ・・・